

# 第22期第33回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和6年6月4日(火) 11時から  
場所 唐津市水産会館 研修室  
(唐津市海岸通り 7182-217)

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 特定水産資源(まさば・ごまさば)に係る令和6管理年度における  
知事管理漁獲可能量の設定(案)について(諮問) P2 ~ P4
- (2) 特定水産資源(くろまぐろ)に係る令和6管理年度における知事管  
理漁獲可能量の設定(案)について(諮問) P5 ~ P7
- (3) 令和6年度潜水器(うに簡易潜水器)漁業特認許可方針(案)に  
ついて(諮問) P8 ~ P10
- (4) その他

水産第873号  
令和6年5月24日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



特定水産資源に係る令和6管理年度における知事管理  
漁獲可能量の設定（案）について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙（案）のとおり定めたいので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当 伊藤、江頭）

(第一案)

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
現行水準

- 2 知事管理区分に分配する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まさば及びごまさば漁業	現行水準

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、ずわいがに日本海系群 B 海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、ずわいがに日本海系群 B 海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群			
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	現行水準	0.06%	106
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群 A 海域			
ずわいがに日本海系群 B 海域			
ずわいがに北海道西部系群			

水産第1051号  
令和6年(2024)6月3日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理  
漁獲可能量の変更(案)について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第15条第6項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙(案)のとおり変更したいので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:農林水産部 水産課 漁業調整担当 伊藤・江頭)

くろまぐろに関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

12.0トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	2.0トン
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	9.0トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

8.5トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	7.0トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	1.5トン

6 水管第 735 号  
令和 6 年 5 月 31 日

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (佐賀県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚) ※不等量交換	4.2 トン	4.2 トン
くろまぐろ (大型魚) ※不等量交換	6.5 トン	6.5 トン
くろまぐろ (小型魚) ※追加配分	4.2 トン	12.0 トン
くろまぐろ (大型魚) ※追加配分	6.5 トン	8.5 トン

水産第930号  
令和6年(2024年)5月28日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川崎和正様

佐賀県知事 山口祥義



令和6年度潜水器(うに簡易潜水器)漁業特認許可方針(案)に  
ついて(諮問)

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第3項、第15条第2項の規定により、貴会の意見を求めます。

担当：水産課漁業調整担当 川崎  
電話：0952-25-7145



## 令和6年度潜水器漁業（特認）許可方針（案）

### 第1 制限措置

#### （1）漁業種類

うに簡易潜水器漁業 （特認）

#### （2）許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

共同漁業権者が認めた数

#### （3）推進機関の馬力数

制限なし

#### （4）操業区域

所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場内。

ただし、佐賀玄海漁業協同組合においては、所属する支所に関する共同漁業権漁場内に限る。

#### （5）漁業時期

1月1日から12月31日まで

#### （6）漁業を営む者の資格

- ① 唐津市高島又は神集島において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者
- ④ 潜水士免許を取得している者
- ⑤ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下、「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- ⑥ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑦ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

第3 申請すべき期間

令和6年6月 日から令和6年6月17日まで

第4 条件

- (1) ムラサキウニ、ガンガゼ以外のものを採捕してはならない。
- (2) 操業中は、共同漁業権者と取交した、協定書 (写し) を携帯しておかなければならない。
- (3) 潜水器漁業を行うときは、潜水従事者以外に、操船資格を有する者を1名以上乗船させなければならない
- (4) 1日の操業で使用するポンベは、200気圧ポンベ2本以内とする。
- (5) 操業時間は、午前7時00分から午後5時00分までとする。
- (6) 操業には佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶で、かつ許可証に記載されている船舶を使用すること。
- (7) 操業中は、国際信号旗A旗板及び県が指定する操業標旗（船舷3.0メートル以上の高さ）を掲げなければならない。
- (8) 操業期間終了後、漁獲成績報告書を提出すること。